

PHOTON FACTORY NEWS 編集委員会設置要項

(2022年2月1日制定)

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所放射光実験施設（以下、「PF」という。）に PHOTON FACTORY NEWS 編集委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、放射光実験施設長の求めに応じ、PF が PF ユーザーアソシエーション（以下、「PF-UA」という。）の協力によって発行する PHOTON FACTORY NEWS の編集を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) PF の職員のうちから | 8人以内 |
| (2) PF-UA の会員のうちから | 8人以内 |
| (3) その他放射光実験施設長が必要と認める者 | |

(任期)

第4条 前条各号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長、副委員長の任期は1年とする。

3 委員長は第3条第1号の委員の中から実験施設長が指名する。

4 副委員長は第3条第2号の委員の中から PF-UA 会長が指名する。

5 委員長は委員会の会務を総理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、PF において処理する。

(雑則)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

2 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

1 この要項は 2022 年 2 月 1 日から実施する。

2 この要項の実施後、第 3 条に掲げる委員の最初の任期は第 4 条の規定にかかわらず、2023 年 3 月 31 日までとする。ただし、2021 年 4 月 1 日より以前から委員だった者の任期は 2022 年 3 月 31 日までとする。